



JKK東京

ひとと、くらしをあったかく。

# すまいのきずな ~自治会通信~

令和4年春号(No.111)

【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 都営管理課

## 自治会懇談会アンケート内容のご紹介

公社では、自治会活動の支援および団地活性化の一助として、各団地が抱える課題や解決方法等についてお互いに意見を出し合い、今後の自治会運営や取組などの参考にさせていただくことを目的に、自治会代表者間で行う「自治会懇談会」を開催しています。

今回は、ご協力いただいた自治会からのアンケートを集約し、代表的なご意見を紹介しますので、自治会活動の参考としてください。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、アンケート形式で実施しました。

### ■アンケートの主な回答（アンケート回答自治会：76自治会）

#### 1 居住者の高齢化に伴い、自治会で独自の取り組みや工夫していることがありますか。

- ・役員が協力してこまめな声掛け運動を行っている。
- ・一人暮らしの高齢者世帯等へ役員が訪問を行っている。
- ・地域包括支援センター等との生活相談を実施している。
- ・詐欺防止対策等で警察と連携している。
- ・交流の場として、体操や音楽教室等を実施している。
- ・防災に関する勉強会を実施している。
- ・85歳以上の方については、役員や清掃活動などを免除している。 など



#### 2 現在、団地内の自治会活動において、抱えている問題はありますか。

- ・入居者の高齢化により役員のみ手がなく、年々役員選出が難しい。
- ・自治会活動への協力が少なくなっている。
- ・騒音、迷惑駐車、ゴミ問題等、迷惑行為の対応に苦慮している。
- ・清掃活動等の参加者が少なくなっている。
- ・共用部の利用方法等ルールが守られていない。
- ・共用部の管理として、共益費徴収事業も検討している。
- ・自治会未加入および会費支払を拒否する方がいる。 など



#### 3 コロナ禍において、自治会運営を支障なく進めるため、工夫や心掛けていることがあれば教えてください。

- ・集会は避け、お知らせ文や掲示版等を活用し周知している。
- ・連絡や情報発信は、LINE（グループライン）やオンラインなどを使用している。
- ・定期総会の書面化や役員会参加者の縮小を行った。
- ・集会等では消毒、三密回避、マスク着用等を徹底している。 など

アンケート結果については、公社ホームページに掲載予定です。  
今年度も実施を予定していますので、公社より連絡がありましたら、ご協力のほど  
よろしくをお願いします。

## コロナ禍でもできる「自衛消防訓練」方法を紹介します。

コロナ禍の中でも、各世帯や一人ひとりが防火・防災の意識を高める取組を行うことで、自衛消防訓練とすることができます。今回は、お住まいのみなさんが集まらなくても取り組める、訓練方法の概要についてお知らせします。

### ①日常生活の中で実施する訓練

(訓練種別は避難訓練です)

避難経路や避難場所、非常ベルや消火器などの設置場所を確認してもらう方法です。



### ②東京消防庁ホームページの

動画を活用した訓練

(訓練種別は消火訓練・通報訓練です)

東京消防庁ホームページでは、防災訓練に関する動画が配信されています。



### ③広報紙「すまいのひろば」火災予防記事を活用した訓練

(訓練種別は記事内容にて判断)

毎月発行している「すまいのひろば」では、年に数回、自衛消防訓練や火災予防などの記事を掲載しています。お読みいただき、防火・防災の知識を深めてください。



※詳細については、公社ホームページ(すまいのきずな 令和3年春号掲載)に掲載しています。

## 【令和5年4月開始分】共益費徴収事業の申込みを受け付けています。

申込みを検討している自治会等に、募集案内をお送りしますので、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

### <申込期限について>

申込期間は令和4年6月末までとなります。申込みにあたっては、自治会等における合意形成や書類の準備等が必要ですので、お早めにご検討ください。

### <共益費徴収事業とは>

現在、自治会等で実施している住宅共用部分の管理について、以下の①から④のうち、自治会等から希望のあった項目を東京都が実施し、その費用を毎月の住宅使用料とともに徴収します。

- ①共用部分の電気・水道料金の支払
- ②共用灯・街路灯の電管球の交換作業
- ③草刈り(年2回)、中低木の刈込・剪定(年1回)
- ④落ち葉の清掃(落葉時期のみ計4回)

【草刈り実施例】

【施工前】



【施工後】



※ ご案内は、公社ホームページにも掲載しています。

(URL) <https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/toei/kyoekihi.html>



お問い合わせは、  
JKK東京お客さまセンターへ  
受付時間 9時～18時  
(土日・祝日・年末年始は除く)

- ・本紙に関する問い合わせ 都営管理課 都営管理係
- ・共益費徴収事業に関する問い合わせ  
都営管理課 共益費事業推進係  
ナビダイヤル ☎0570-03-0071  
※携帯電話の無料通話分や割引サービスがご利用可能な方  
☎03-6279-2652

ホームページ  
のご案内

### 「自治会等の活動に関する情報」

<https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/toei/jichikai.html>

